

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 東京都
（氏名） A

上記被審人に対する令和元年度（判）第16号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金22万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和元年12月25日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和元年10月24日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、万年筆、ペン等の製造、販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第二部に上場されているセーラー万年筆株式会社（以下「セーラー」という。）の社員であったが、その職務に関し、同社の業務執行を決定する機関が、プラス株式会社との業務上の提携を行うこと及びセーラーの発行する株式を引き受ける者の募集を行うことについての決定をした旨の各重要事実を知らず、法定の除外事由がないのに、上記各重要事実の公表がされた平成30年4月27日より前の同月13日から同月16日までの間に、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、C名義で、自己の計算において、セーラー株式合計3200株を買付価額合計97万7000円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第166条第1項第1号、第2項第1号イ、ヨ、第176条第2項、金融商品取引法施行令第28条第1号

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格（376円）に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

(376円×3,200株)

－ (300円×1,200株+307円×1,000株+310円×1,000株)

=226,200円

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、220,000円となる。